

## 重 要 事 項 説 明 書

### ～短期入所生活介護(予防)～

社会福祉法人 前橋あそか会  
特別養護老人ホーム やすらぎ園

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
短期入所生活介護 (群馬県指定 第224号)  
介護予防短期入所生活介護 (群馬県指定 第224号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス（介護予防）を提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 職員の配置状況 .....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	5
5. 介護・介護サービスの利用に関する留意事項 .....	6
6. 苦情の受付について .....	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 前橋あそか会  
(2) 法人所在地 群馬県前橋市江木町1231番地  
(3) 電話番号 027-269-1566  
(4) 代表者氏名 理事長 鈴木 浩文  
(5) 設立年月 昭和42年9月30日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定  
群馬県 1070100530号

※当事業所は特別養護老人ホームやすらぎ園に併設されています。

- (2) 事業所の目的 在宅福祉にかかわる、短期入所生活介護・介護予防  
(3) 事業所の名称

短期入所生活介護・介護予防 特別養護老人ホームやすらぎ園

- (4) 事業所の所在地 群馬県前橋市江木町1225-1番地  
(5) 電話番号 027-269-6216 (代表)  
(6) 事業所長(管理者)氏名 施設長 坂井 賢二

### (7) 当事業所の運営方針

- ・利用者の自立支援の助長
- ・利用者の社会参加の促進と孤独感の解消
- ・機能訓練による心身機能の維持向上
- ・介護者の身体・精神的負担の軽減

### (8) 開設(サービス開始)年月

短期入所生活介護 平成12年4月1日

短期入所生活介護予防 平成18年4月1日

### (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[指定通所介護] やすらぎ園デイサービスセンター

[居宅介護支援事業所] やすらぎ園居宅介護支援事業所

平成11年9月30日指定 群馬県 124-200号

[指定介護老人施設] 特別養護老人ホームやすらぎ園 平成12年4月1日指定

[ヘルパーステーション] やすらぎ園ホームヘルパーステーション

[前橋市地域包括支援センター] 前橋市地域包括支援センター桂萱

### (10) 通常の事業の実施地域

短期入所生活介護予防 前橋市

(11) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金曜日 9時～17時

(12) 利用定員

短期入所生活介護・介護予防 4人

(13) 居室等の概要（短期入所生活介護予防）従来型個室 4部屋（和室1・洋室3）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、4人部屋など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	4室	
4人部屋(多床室)		入所者 空ベッド利用時
合計	4室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記の食堂・機能訓練室・浴室・医務室は厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

○ 短期入所生活介護（ ）は兼務職員

職種	併設短期入所生活介護・介護予防		
	人員	常勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1名	1名	
2. 介護職員	20名	18名	2名
3. 生活相談員	1（1）名	2名	
4. 看護職員	3名	3名	
5. 機能訓練指導員	（1）名	1名	
6. 介護支援専門員	（1）名	1名	
7. 医師	（2）名		
8. 管理栄養士	（1）名	1名	

※指定介護老人福祉施設と兼務

<主な職種の勤務体制>

職種	短期入所生活介護（介護予防）
1. 嘱託医師	内 科 毎週月・木曜日 14：00～16：00 精神科 隔週火曜日 10：00～12：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7：30～16：30 3名 遅番： 9：00～18：00 1名 10：00～19：00 2名 夜間：16：00～翌9：00 2名 15：30～翌8：30 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7：45～16：45 名 日勤 8：30～17：30 1名 遅番 10：00～19：00 名
4. 機能訓練指導員	

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○短期入所生活介護(介護予防)サービス

また、サービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。＊通常は1割負担。所得に応じて（2割負担の場合もございます。）

##### ＊別紙1 料金表参照してください。

- ①介護給付によるサービス
- ②その他介護給付によるサービス加算

##### <サービスの概要（短期入所生活介護・介護予防）>

（契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。）

- ① 食事（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）
  - ・ 食事の準備・介助を行います。（12：00～13：00）
  - ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ②入浴
  - ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
  - ・ 短期入所生活介護(介護予防)では、入浴又は清拭を週2回行います。
- ③排泄
  - ・ ご契約者の排せつの介助を行います。
- ③機能訓練
  - ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④送迎サービス
  - ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
- ⑤その他自立への支援（短期入所生活介護・介護予防）
  - ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

#### サービス提供体制強化加算（短期入所生活介護・介護予防 加算対象サービス）

- ・当事業所の介護職員の総数のうち国家資格である介護福祉士資格を有する介護職員を50%以上配置致します。

#### 地域加算（短期入所生活介護・介護予防 加算対象サービス）

- ・介護サービス事業所の地域による人件費の単価の違いによって、全国の市町村を地域区分に分け、その区分ごとに1単位の単価を設定。前橋市＝1単価 10.17円。

### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

##### ②短期入所生活介護（介護予防）

###### I 食事の提供（食材料費及び調理費）短期入所生活介護(予防)

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご食事の場所をご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

###### ○短期入所生活介護(介護予防) 食費 朝食 353円 昼食 635円 夕食 457円

朝食：7：40～8：40 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

###### II 居住に対する費用（光熱水費及び室料）

###### <短期入所生活介護(介護予防)>

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、従来型個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備の減価償却費等含む)をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額になります。

個室（1人部屋）：1日あたり 1, 150円

多床室2人部屋等：1日あたり 840円（入所者のベッド空き時）

##### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

### ○短期入所生活介護(介護予防)

#### ①レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内容	短期入所生活介護(介護予防)
おむつ代	(サービス料金に含まれます)

#### ③理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,500円(理容)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

短期入所生活介護(予防)は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日まで以下いずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み 高崎信用金庫 前橋支店 普通預金 2128466 社会福祉法人 前橋あそか会 特別養護老人ホームやすらぎ園 理事長 鈴木 浩文
イ. 当施設へ現金にての支払い ご利用できる時間 平日8:30~17:30、土曜日8:30~12:30

### (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体

調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

## 5. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者（担当者）

短期入所生活介護・予防 [職氏名] 施設長 坂井 賢二

- 苦情受付窓口（担当者）

短期入所生活介護・予防 [職氏名] 生活相談員 坂井 賢二  
生活相談員 市川 貴央

- 受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8:30～17:30

- 受付電話番号

短期入所生活介護（予防） TEL 027-269-6216

\*また、苦情受付ボックスをホールに設置しています。

当法人の第三者委員は下記の通りです。（第三者委員開催なし）

氏名	住所
横倉 慶一 (株)元中田屋社長	前橋市六供町 090-3041-7879
中西 久人 江木町第二自治会会長	前橋市江木町 090-6007-8020

### (2) 当事業所における虐待防止について

当事業所は、入所者等の人権擁護・虐待防止等の為に必要な措置を講じます。

- 虐待防止責任者（担当者）

短期入所生活介護・予防 [職氏名] 施設長 坂井 賢二

- 苦情受付窓口（担当者）

短期入所生活介護・予防 [職氏名] 生活相談員 坂井 賢二  
生活相談員 市川 貴央

- 受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8:30～17:30

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市役所 介護高齢福祉課	所在地 前橋市大手町2-12-1 電話番号・FAX 027-224-1111 受付時間 AM8:30~PM5:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号・FAX 027-290-1319 受付時間 AM8:30~PM5:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号・FAX 027-255-6033 受付時間 AM8:30~PM5:00

## 6. 事故発生防止・発生時の対応について

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
  - 4 事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 7. 緊急時等における対応方法について

事業所は、サービス提供を行っている時に、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。
- (2) 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

損害賠償を速やかに行う。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 生活相談員 氏名 坂井 賢二 印  
生活相談員 氏名 市川 貴央 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

〒 \_\_\_\_\_

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ご利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族等氏名 \_\_\_\_\_ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階一部2階建
- (2) 建物の延べ床面積 1,925.064㎡
- (3) 事業所の周辺環境\*騒音も少なく、静かな環境の中で一日の生活ができます。  
また、上毛電鉄の江木駅より徒歩2分のところにあります。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

- ・短期入所生活介護－4名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

- ・短期入所生活介護－1名の生活指導員(兼務)を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

- ・短期入所生活介護－1名の看護職員(兼務)を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

- ・短期入所生活介護－1名の機能訓練指導員(看護職員兼務)を配置しています。

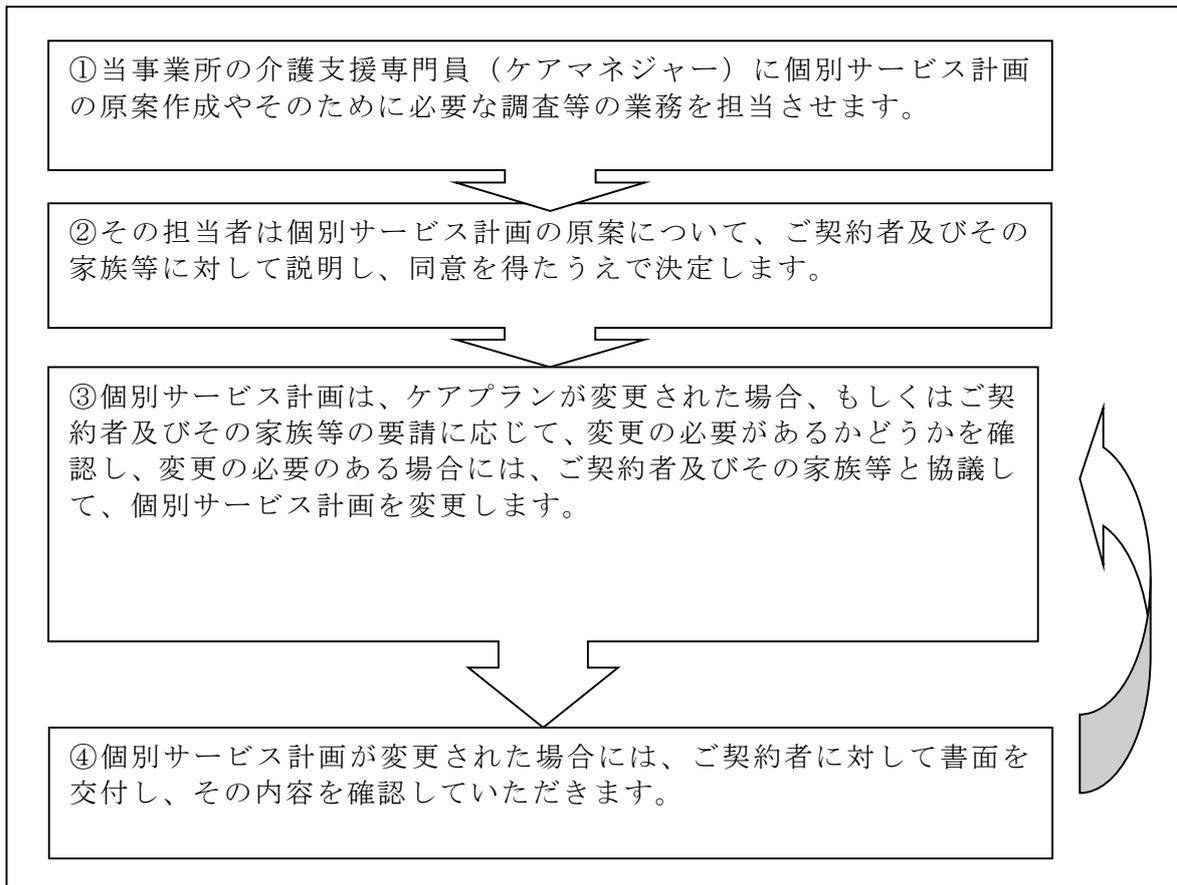
**医師** (短期入所生活介護) …ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。2名の嘱託医師を配置しています。

**管理栄養士**…献立作成及び栄養ケアを担当します。

- 1名の管理栄養士を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



\* サービス実施日や加算対象サービス、選択的サービスの利用の有無等については、ケアプランに定められます。

\* 個別サービス計画では、ケアプランに沿って、具体的なサービス内容や援助目標を定めます。

- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ① 要介護認定・要支援認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



ケ ア プ ラ ン の 作 成



- 作成されたケアプランに沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

① 要介護認定・要支援認定を受けていない場合

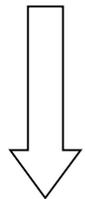
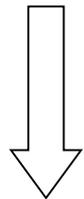
- 要介護認定・要支援認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要支援と認定された場合

要介護と認定された場合

自立と認定された場合



介護予防サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成

・契約は終了します。  
・既に実施されたサービスの利用料金は、全額自己負担となります。

○要支援と認定された場合

- ・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。
- ・必要に応じて地域包括支援センター（介護予防支援事業者）への紹介等必要な支援

を行います。

○要介護と認定された場合

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。
- ・必要に応じて居宅介護支援事業者への紹介等必要な支援を行います。

#### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
サービス担当者会議など契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合、またご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

飲食物、過大なる金銭、大切な貴金属

### (2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	厩橋病院
所在地	前橋市江木町
診療科	内科・精神科

## 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができません。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|

**(3) 契約の一部が解約又は解除された場合**

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

**(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第20条参照）**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。